

漁港の復旧・復興について

農林水産省

- 石川県内69漁港のうち、60漁港で被災(1月29日時点)し、輪島市・珠洲市を中心に地盤隆起を多数確認。引き続き、詳細な被災状況の把握や早期利用に向けた応急復旧等を予定。
- 通常の被災箇所においては、これまでの方法で復旧を実施。地盤隆起等重篤な被災を受けた漁港については、水産庁の支援のもと、復旧復興方針を石川県とともに検討し、「①短期的な生業再開のための仮復旧」と「②中長期的な機能向上のための本復旧」の2つのフェーズに分けて復旧。
- 大規模災害復興法に基づく、水産庁による代行工事を鵜飼(うかい)漁港海岸、狼煙(のろし)漁港において実施予定。

漁業の再開状況

- 一定の生活環境が整い、漁船が使用可能な漁業者は、陸揚げ機能等が確保された港において、定置網漁業等で一部操業を再開。

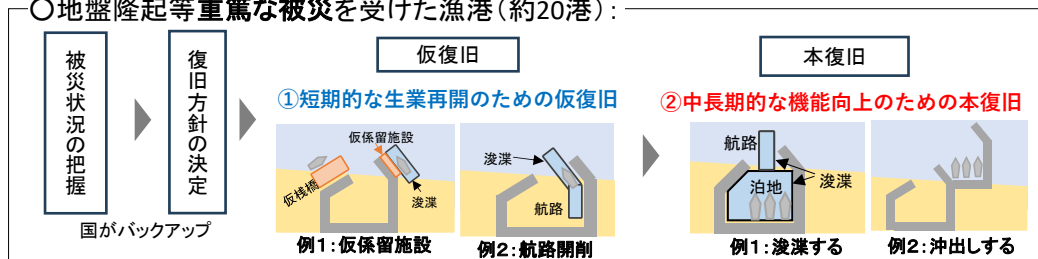


漁業再開状況（七尾市）

漁港復旧の考え方

- 通常レベルの被災漁港(約40港): 仮復旧、本復旧を実施し、順次操業を再開

- 地盤隆起等重篤な被災を受けた漁港(約20港):



直轄代行工事(漁港・漁港海岸)

大規模災害復興法に基づき、漁港海岸及び漁港について、代行工事を実施予定

○鵜飼(うかい)漁港海岸(珠洲市管理)

被災した宝立正院(ほうりゅうしょういん)海岸付近の一連の海岸のうち、鵜飼漁港海岸を水産庁において直轄代行工事を実施予定。

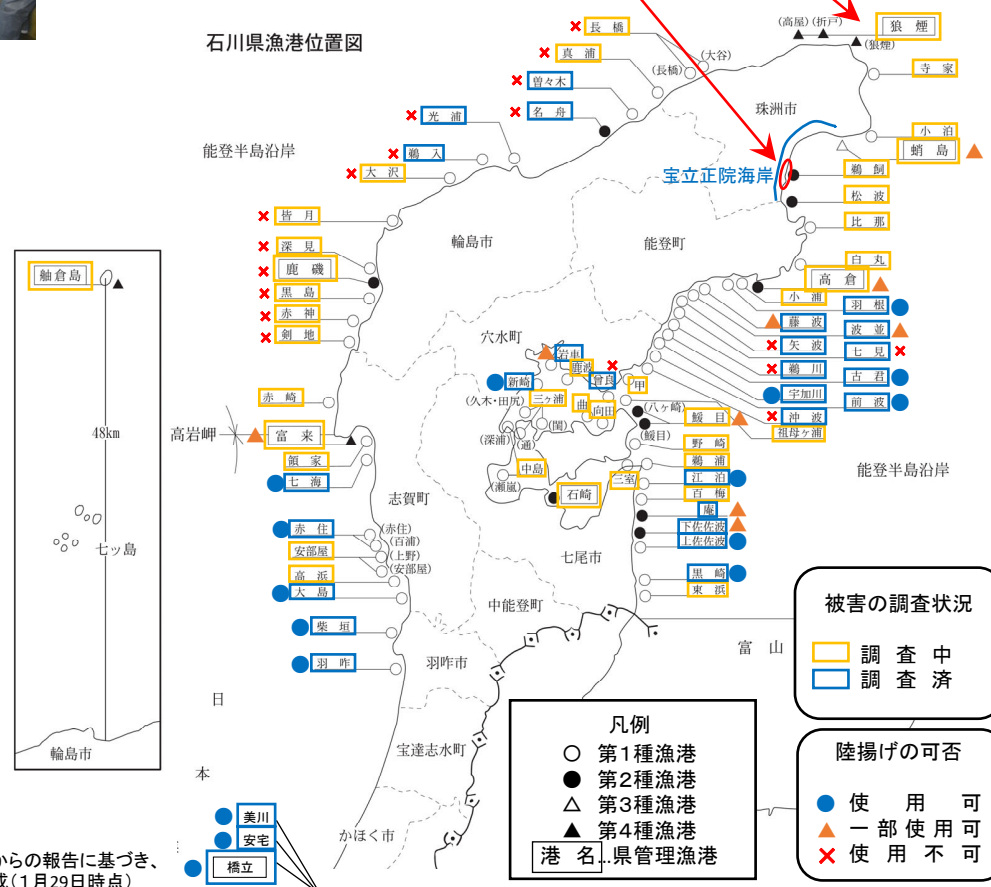
○狼煙(のろし)漁港(県管理、第4種漁港)

県内外の漁船が避難港としても利用し、地盤隆起の被害があることから水産庁において直轄代行工事を実施予定。

※その他の隆起の影響が甚大で、原形復旧が困難な漁港については、予備費による水産庁直轄の調査を今年度内に実施。



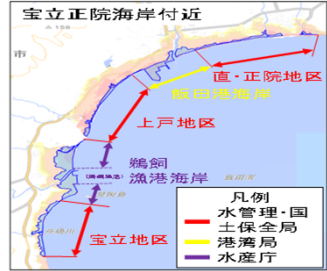
石川県漁港位置図



※石川県からの報告に基づき、水産庁作成(1月29日時点)

農林水産省における直轄代行の検討状況

令和6年1月30日時点

区分	法的枠組	現在の検討状況
海岸 〔海岸保全施設〕	大規模災害復興法第48条に基づき、地方公共団体が管理する海岸保全施設の災害復旧事業について、国による代行事業が可能。	・宝立正院(ほうりゅうしょういん)海岸(珠洲市)付近の漁港海岸において、直轄代行を実施予定。 水産庁: 鵜飼漁港海岸 国土交通省水管理・国土保全局: 宝立正院海岸 国土交通省港湾局: 飯田港海岸 
漁港 〔外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設〕	大規模災害復興法第43条に基づき、都道府県が管理する漁港の災害復旧事業について、国による代行事業が可能。	・狼煙漁港(避難港)において、直轄代行を実施予定。 
林地荒廃・林地荒廃防止施設 〔山腹崩壊、土石流等の山地災害及び治山ダム、土留工等の治山施設〕	森林法第41条に基づき、都道府県が実施する林地荒廃・林地荒廃防止施設の災害復旧事業等について、国による直轄事業が可能。	・石川県からの要望を踏まえ、国土の保全上特に重要なものであって、大規模で高度な技術を要する山腹崩壊等の早期復旧に向け、奥能登地域において国の直轄事業を実施予定。 具体的な区域については、県と検討中。  参考: 令和2年7月豪雨(熊本県)における復旧事例
地すべり防止施設 〔水路工、集水井工等の抑制工及び杭工、アンカー工等の抑止工〕	大規模災害復興法第49条に基づき、都道府県が管理する地すべり防止施設等の災害復旧事業について、国による代行事業が可能。	・石川県の稲舟地区(輪島市)において農地地すべりの工事の直轄代行を実施予定。 【地すべり対策の内容】 